

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和5年			令和4年 10月末累計	前年同期比(件)
	10月件数	先月末累計	10月末累計		
全認知件数	31	260	291	260	31
凶悪犯	0	1	1	8	7
粗暴犯	1	17	18	14	4
窃盗犯	21	152	173	168	5
侵入盗犯	4	27	31	28	3
空き巣	0	5	5	3	2
その他	4	22	26	25	1
乗り物盗	7	38	45	47	2
自転車	7	34	41	40	1
オートバイ	0	3	3	7	4
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	10	87	97	93	4
ひったくり	0	0	0	2	2
部品ねらい	1	8	9	14	5
車上ねらい	0	6	6	7	1
自動販売機ねらい	0	1	1	0	1
その他	9	72	81	70	11
知能犯	4	45	49	31	18
詐欺	3	41	44	30	14
その他	1	4	5	2	3
風俗犯	1	5	6	4	2
その他の刑法犯	4	40	44	35	9
占有離脱物横領	0	2	2	4	2

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和5年10月末現在(暫定値) 36,406件(前年同期比 +6,957件、+23.6%)

2 刑法犯検挙状況(10月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	97	59	33.2%
窃盗犯	54	28	30.6%

3 人身交通事故発生状況(10月末現在)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	135	-28	42件	46件
死者	0	±0		
負傷者	161	-38		

4 特殊詐欺の認知状況

令和5年10月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	1,685	34億9,021万円
オレオレ詐欺	635	17億9,140万円
預貯金詐欺	269	3億8,633万円
架空料金請求詐欺	165	4億7,251万円
融資保証金詐欺	7	919万円
還付金詐欺	400	5億7,279万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	209	2億5,796万円

令和5年10月末の栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	44	9,344万円
オレオレ詐欺	19	6,048万円
預貯金詐欺	13	1,427万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	8	953万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	4	915万円

5 警察からのお知らせ

- (1) 日暮れが早くなってきます。
ドライバーの皆さんは、前照灯の早めの点灯を心掛けてください。
歩行者の方は、夜間明るく目立つ色の服装を心掛け、反射材を活用しましょう。
- (2) 安全運転相談ダイヤル「#8080」をご存じですか。運転に不安を感じるドライバーやそのご家族から、運転免許の継続や取得、返納等についての相談を受ける窓口のことです。是非活用して下さい。
- (3) 栄警察署では、11月中、街頭活動強化期間を実施しています。
期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声をかけさせていただく場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、10月中の阻止が0件、今年の累計は23件です。

別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
	元大橋 1丁目								2	1	3
	元大橋 2丁目										0
元大橋	中 野 町									1	1
	若 竹 町						1			2	3
	柏 陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目								1	4	5
	鍛冶ヶ谷 2丁目						2		1	2	5
	鍛 冶 ヶ 谷 町		1								1
	元大橋・庄戸	上 郷 町				1		3	2	18	24
上郷・庄戸	野七里 1丁目							1	4	5	
庄 戸	野七里 2丁目									2	2
	庄 戸 1丁目										0
	庄 戸 2丁目										0
	庄 戸 3丁目								1	4	5
	庄 戸 4丁目								1		1
	庄 戸 5丁目								2	4	6
	東 上 郷 町					1				3	4
	長 倉 町									3	3
豊 田	本郷台 1丁目								1		1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目								1	2	3
	本郷台 4丁目							1	1		2
	本郷台 5丁目							1	1		2
	飯 島 町	1				1	5		7	18	32
	長 沼 町								3	9	12
合 計		1	5	0	1	3	41	6	44	190	291

栄区内の火災・救急状況について

区連会11月定例会資料
令和5年11月20日
栄消防署

火災情報

令和5年10月31日現在

栄 区 内					横 浜 市 内				
火災発生状況					火災発生状況				
年 別	令和5年		令和4年	増△減	年 別	令和5年	令和4年	増△減	
	10月	累計							
件 数	0	16	19	△3	件 数	618	512	106	
火災種別	建 物	0	12	13	△1	建 物	366	335	31
	林 野	0	0	0	0	林 野	0	0	0
	車 両	0	0	1	△1	車 両	74	54	20
	船 舶	0	0	0	0	船 舶	1	0	1
	航空機	0	0	0	0	航空機	0	0	0
	その他	0	4	5	△1	その他	177	123	54
損害	焼損床面積	0	65	65	0	焼損床面積	6,354	4,144	2,210
	死 者	0	0	0	0	死 者	13	12	1
	焼死等	0	0	0	0	焼死等	13	10	3
	放火自殺	0	0	0	0	放火自殺	0	2	△2
	負 傷 者	0	4	3	1	負 傷 者	102	78	24

主 な 出 火 原 因					主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減		種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	こんろ	3	1	2	1	たばこ	103	84	19
2	放火（疑い含む）	3	5	△2	2	放火（疑い含む）	100	74	26
3	電気機器	3	4	△1	3	こんろ	69	56	13
4	たばこ	2	2	0	4	電気機器	63	58	5
5	その他	5	7	△2	5	配線器具	33	25	8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	3	本郷第三地区	3
笠間地区	3	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	4
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		16	

※10月中は無火災でした。

救急情報

令和5年10月31日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和5年		令和4年	増△減
	10月	累計		
件数	669	6,603	6,352	251
急病	496	4,982	4,708	274
交通事故	14	171	189	△18
一般負傷	129	1,164	1,195	△31
その他	30	286	260	26

横浜市内				
救急状況				
年別	令和5年	令和4年	増△減	
	件数	210,386	200,998	9,388
急病	150,678	143,746	6,932	
交通事故	7,387	7,281	106	
一般負傷	36,672	34,909	1,763	
その他	15,649	15,062	587	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

空気が乾燥して

火災の起こりやすい季節です！

火の用心



栄区ではコンロ火災が増えています！

火をついたら
その場を
離れないように
しましょう！



コンロ周りや
グリル内は
こまめに清掃し
ましょう！



令和 6 年栄区消防出初式の実施について

新年を迎えるにあたり、栄区の防災関係者・防災功労者等が会し、「安全で安心なまち栄区」の実現を目指す決意を新たにするとともに、地域防災の輪を一層広げていくことを目的とし挙行政いたします。

1 日 時

令和 6 年 1 月 6 日（土）午前 10 時 00 分から午前 11 時 15 分まで

2 場 所

神奈川県立地球市民かながわプラザ(栄区小菅ヶ谷 1-2-1)

3 主 催

令和 6 年栄区消防出初式実行委員会

4 参加者

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 連合町内会、防災関係団体、議員団等 | 約 20 人 |
| (2) 被表彰者 | 約 60 人 |
| (3) 消防団員 | 約 40 人 |
| (4) 消防職員 | 約 35 人 |
| | 合計 155 人 |

※第一部「式典」への一般の方の入場も可能です。

5 実施内容

- ・第一部：午前10時00分～ プラザホール
○式 典（防火功労者表彰等） **※一般の方の入場可能**
- ・第二部：午前10時45分～ アプローチデッキ及び池周辺
○和 太 鼓 演 奏（和太鼓「昇龍」）
○一 斉 放 水（栄消防団） **※一般の方の見学可能**

6 その他

- (1) 後日、各連合町内会長様あて御案内をお送りいたします。
- (2) 自治会・町内会掲示板へポスターの掲示をお願いいたします。

令和6年

栄区消防 出初式

令和6年

1/6 土

10:00~11:15

場所：神奈川県立
地球市民かながわプラザ
(栄区小菅ケ谷1-2-1)

第一部

午前10時00分～ プラザホール
式典（防火功労者表彰等） ※一般の方の見学可能

第二部

午前10時45分～ アプローチデッキ及び池周辺
和太鼓演奏（和太鼓「昇龍」）
一斉放水（栄消防団） ※一般の方の見学可能

主催

令和6年栄区消防出初式実行委員会

協賛

栄火災予防協会・横浜市民共済生活協同組合

お問い合わせ：栄消防署 総務・予防課 892-0119



～関東大震災から 100 年を経て～「《縁》^{えん} 地域防災講演会」及び
初期消火器具訓練会の開催について

関東大震災から 100 年が経過した節目の年に、地震被害の軽減や地震対策の向上と災害時における地域の結びつきの向上を図るため、自治会・町内会の皆様を対象とした防災講演会及び初期消火器具取扱訓練会を次のとおり開催します。

つきましては、自治会・町内会掲示板へポスターの掲示をお願いいたします。

1 日時

令和 6 年 1 月 21 日（日）正午から午後 3 時 30 分まで

2 場所

- (1) 横浜市栄公会堂 講堂ホワイエ（防災展・講演会・演奏会）
栄区桂町 179-29
- (2) 栄消防署（初期消火器具訓練会）
栄区桂町 301

3 参加者

自治会・町内会の皆様、家庭防災員、消防団員等

4 内容

- (1) 正午開場 震災パネルの展示、住宅用火災警報器、家具の転倒防止、感震ブレーカーの実演等
- (2) 午後 1 時から午後 2 時 15 分 第一部 「《縁》^{えん} 地域防災講演会」
講師 ^{こびや} 古尾谷 敏江氏 一般財団法人 日本防火・防災協会講師
※ 東日本大震災では「被災地の子どもを支援する神奈川県民の会」総務担当として従事し、現在も気仙沼市の支援を続けています。
- (3) 午後 2 時 15 分から午後 2 時 45 分 第二部 ミニ演奏会
横浜市消防音楽隊による演奏（皆様に親しみやすい楽曲をご用意させていただきます。）
- (4) 午後 2 時 45 分から午後 3 時 30 分 第三部 初期消火器具ミニ訓練会
スタンドパイプ式初期消火器具を設置している自治会・町内会及び希望者

5 その他

スタンドパイプ式消火器具を設置している自治会・町内会長、家庭防災員等の方々には個別に開催の御案内を送付させていただきます。

※ ヘルメット・手袋等の資器材は消防署でご用意いたしますので、当日は動きやすい服装でお越しください。

6 お問い合わせ先

栄消防署総務・予防課予防担当 伊藤・轟木・柏崎 TEL/Fax 892-0119

関東大震災から100年を経て

とき 令和6年

1月21日(日)開場12:00

12:00~15:30

ところ

栄公会堂 講堂

主催

栄消防署

防災展 12:00~15:00

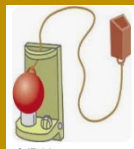
～いま、できること～

震災パネル展示・住宅用火災警報器
実演など

【家具の転倒防止】



【感震ブレーカー】



【住宅用火災警報器】



えにし

縁

地域防災

第一部 13:00~14:15 講演会

講師 ^{こびや}古尾谷 敏江氏

一般財団法人 日本防火・防災協会講師

元川崎市消防局 川崎消防署予防課長

新潟水害、中越地震、熊本地震等でボランティアとして活動し「横浜ボランティアバスの会」や「内閣府防災とボランティア検討委員」など多彩な活動を展開。

東日本大震災では、「被災地の子どもを支援する市民の会」総務担当として従事し、現在も気仙沼市の支援を実施。



第二部 14:15~14:45

ミニ演奏会 横浜市消防音楽隊



第三部 14:45~15:30

初期消火器具ミニ訓練会(栄消防署)

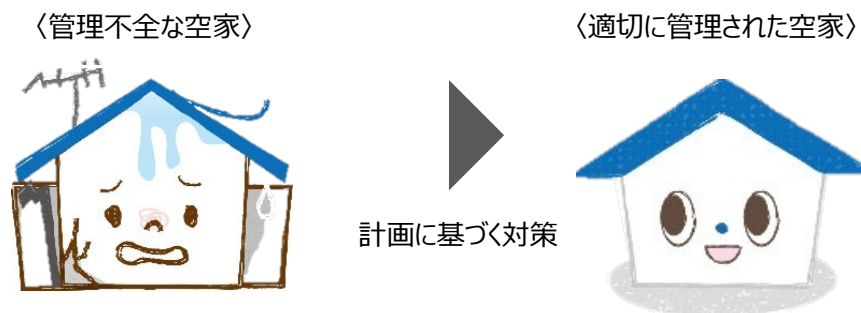
スタンドパイプ式初期消火器具を設置している
自治会・町内会の皆さま！訓練をしてみませんか？

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課

担当

安藤、足立、北村

Tel 045-671-4121

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

区連会 11 月定例会説明資料 令和 5 年 11 月 20 日 水道局 配水課
--

横浜市水道局
配水課長

地下漏水調査の実施について

日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
横浜市水道局では、漏水事故防止の一環として、調査会社に委託して地下漏水調査を実施いたします。

1 調査概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 調査名 | 漏水調査作業委託（その2） |
| (2) 調査場所 | 栄区内全域 |
| (3) 調査会社 | 水道テクニカルサービス株式会社 |
| (4) 所在地 | 横浜市旭区二俣川1丁目45-45 |
| (5) 電話番号 | 045-360-9220 |
| (6) 現場責任者 | 杉山 敏幸 |

2 調査期間

令和5年12月上旬から令和6年2月上旬までの平日

3 調査時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 調査方法

道路上における路面音聴調査と、宅地内に立ち入る漏水確認調査を行います。

(1) 路面音聴調査

路面音聴調査とは、道路内に埋設されている水道局の配水管（水道の本管）及びお客さまが所有する給水管を対象に、調査員が漏水探知器を使用して、道路上から漏水音の有無を確認する調査方法です。

(2) 漏水確認調査

漏水確認調査とは、路面音聴調査によって漏水の疑いが確認された場合、お客さまの宅地内で漏水調査機器を用いて漏水箇所を特定する調査方法です。

宅地内を調査する場合には、事前にお客さまの許可を得てから行います。

また、御不在の場合は、改めて御訪問させていただきます。

<連絡先>

水道局配水部配水課漏水管理係
担当 土志田・久保 蘭
電話 331-1838
FAX 332-1442

ろうすい

漏水調査のお知らせ

水道局では、調査会社に委託して、栄区内の地下漏水調査を実施いたします。

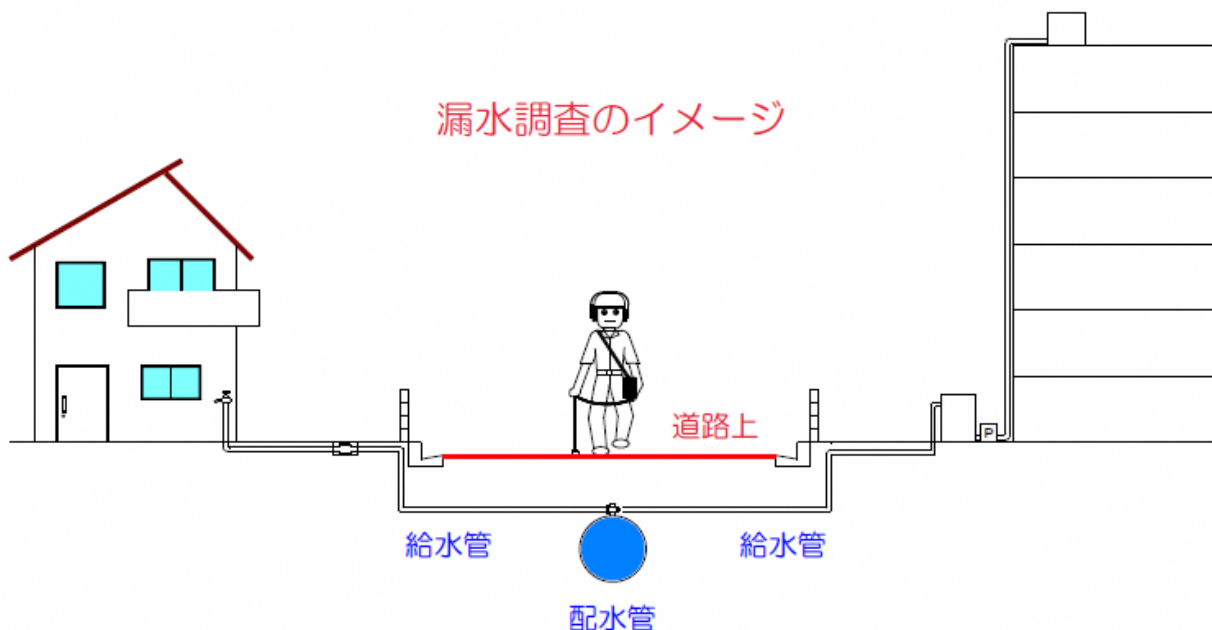
調査期間 令和5年12月上旬から令和6年2月上旬までの平日

調査時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- ★ 調査は下図のように**道路上**で調査します。
- ★ 漏水調査費用は**無料**です。
- ★ 漏水調査により漏水の疑いがある場合、該当するお客さまにはお声掛けをいたしますが、**漏水が無い場合はお声掛けをいたしません。**

※最近悪質な訪問が横行しています。不審者には十分お気をつけ下さい。

夜間・土・日・祝日のお問い合わせは、お客さまサービスセンター はちよんなな **847-6262**へお電話下さい。
※おかけ間違いのないようご注意ください。



ろうすい
横浜市水道局 配水課 漏水管理係

横浜市保土ヶ谷区仏向西4-1

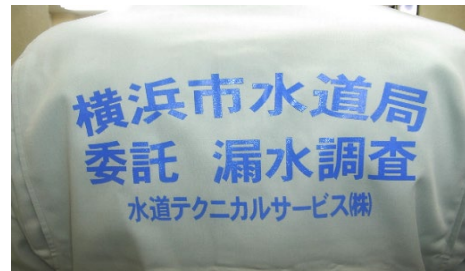
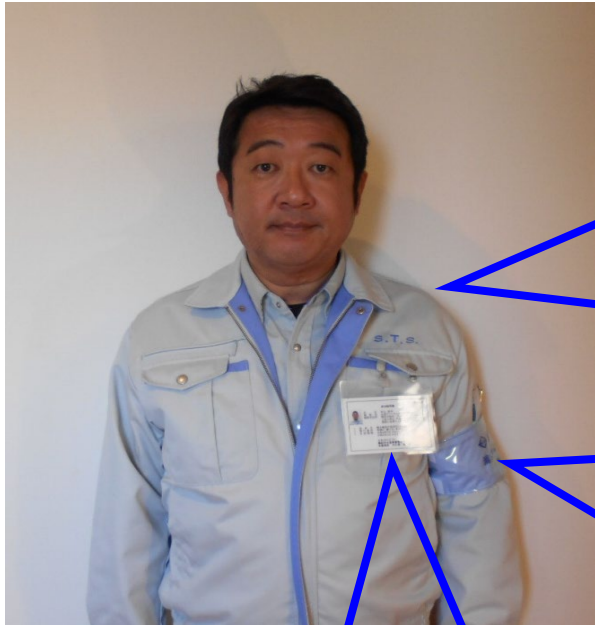
電話：045-331-1838（平日:午前8時45分から午後5時15分まで）

担当：土志田・久保蘭

漏水調査委託会社の制服

お客様がお住いの地域では「水道テクニカルサービス株式会社」に水道局が委託して漏水調査を実施します。

下記作業服を着用した調査員が漏水調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。



作業服の背中に貼り付けてあります。



左腕に腕章をしています。

水道局発行の
「証明書」
を着用しています。

日中でも夕刻時や交通量の激しい地域は注意喚起の為、反射ベストを着用します。



水道テクニカルサービス 株式会社

横浜市旭区二俣川1丁目45-45

電話：045-360-9220

すぎやま としゆき

現場責任者：杉山 敏幸

携帯電話：090-4001-4084

令和 6 年栄区新年祝賀会の開催について

年頭に際し、栄区内の地域の皆様方の交流を深めるため、次のとおり新年祝賀会を開催します。

1 日 時

令和 6 年 1 月 5 日（金）午前 11 時 30 分から午後 1 時まで

2 会 場

たちーらんど（栄公会堂・栄スポーツセンター）

3 実 行 団 体

栄区新年祝賀会実行委員会

委員長 栄区連合町内会会長
副委員長 栄区各地区連合町内会会長（監事を除く）
監事 栄区連合町内会会計監査
事務局 栄区役所総務課庶務係

4 会 費

1 人 3,000 円

5 参 加 者

約 350 名（見込み）

6 申 込 み ・ 問 合 せ 先

栄区役所 総務課 電話：894-8311 F A X：895-2260

【申込み締切】12 月 20 日（水）

※なお、各自治会・町内会長様には、ご案内状を送付します。

< 連絡先 >

担当：栄区総務課庶務係 杉田、長尾、中山

電話：894-8311 FAX：895-2260

メール：sa-somu@city.yokohama.jp

線引きの見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）^{*}について、おおむね6～7年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和5年11月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市街化区域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	令和6年1月号に掲載
リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	12月下旬から順次実施 ①PRボックス等への配架 ②各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③地権者郵送 ④見直し該当の連合町内会 用及び単位町内会長へ郵送 [*]
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課HP）	①見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	①12月下旬掲載
	②見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	②1月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1月末から2月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

<参考> 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時


日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658

資料No.13

市連会 11 月定例会資料 事務 連 絡 令和 5 年 11 月 10 日 都 市 整 備 局
--

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について（ご案内）

横浜市では、「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）の開催に向けて、2027年国際園芸博覧会協会・国などと連携し、準備を進めています。

本日の横浜市町内会連合会 11 月定例会にて、市長からご出席いただいた皆様に向けて、「GREEN×EXPO 2027」の開催背景や理念などについて、ご説明差し上げました。

今後は、各区の区連会にも本日と同様に市長が訪問する機会を区役所と連携して設けていきますので、引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 会場：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）
- クラス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）
- 参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、中村 連絡先：671-4627 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた 意見募集等について

現在、都市づくりに関する方針である「都市計画マスタープラン^{※1}」等^{※2}について、令和 7 年度改定に向けて検討を進めています。

今後、意見募集やワークショップ等を実施し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定してまいりますので、今後の予定をお知らせします。

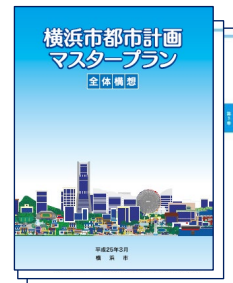
なお、実施内容・時期等の詳細については、リーフレットや広報よこはま、ホームページ等を活用して順次周知させていただきます。

※1 都市計画マスタープラン

- ・ 市町村の都市計画の基本方針
- ・ 市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

※2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

- ・ 都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等



都市計画マスタープラン
(現行版：平成 25 年改定)

1 都市計画マスタープラン

(1) 令和 5 年 12 月上旬頃

- ・ 市民の皆様が考える「未来のまちの姿」等について、ご意見や考えを募ります。
- ・ 意見の募集は、世代や居住地等を問わず、率直な意見を幅広く伺っていただけるよう、スマートフォンからお手軽に投稿いただけるようにするほか、市庁舎 2 階にもご意見を提出できる専用スペースを設けます。

(2) 令和 6 年 2 月～3 月頃

- ・ 市民や企業の皆様を対象に参加者を募集し、ワークショップを開催します。

- ◆具体的な日程や参加者の募集等については、記者発表やホームページ、広報よこはまなどでお知らせいたします。
- ◆いただいたご意見や対話の結果等については、都市計画マスタープランの素案等に反映してまいります。
- ◆令和 6 年度以降も、都市計画手続きに合わせプラン案へのご意見を伺ってまいります。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 等

○令和6年1月末から2月上旬

- ・市が作成する都市計画市素案（案）の内容等について、市内6箇所で開催予定の説明会や説明動画の配信等によりご説明するとともに、都市計画市素案（案）に対する意見募集を行ってまいります。

◆説明会の日程や会場等の詳細については、12月下旬から配布等を行う予定のリーフレットや広報よこはま1月号などでご確認ください。

3 問合せ先

都市整備局企画課 TEL：671-3749

担当：岡田、水谷、東、齊藤

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご利用いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661
E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20% (1台あたり 上限 30,000円) 分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

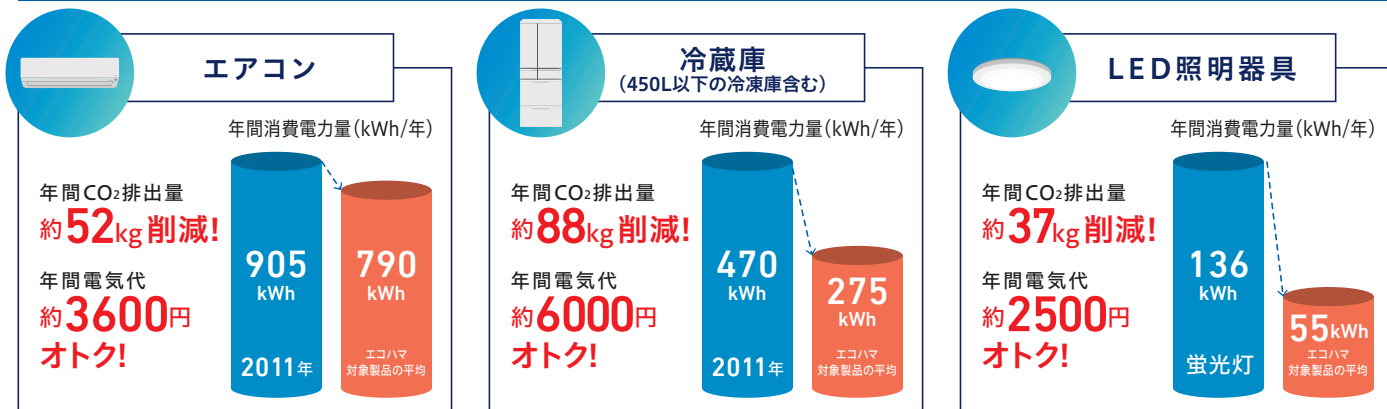
2023年 8月29日(火)・・・2024年 1月31日(水)

※郵送申請は消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。



ウォームスタイルのコツ

窓から熱を逃がさない工夫をしましょう

●窓は断熱シートなどを活用

冬、家全体のあたたかい空気の約50%は窓から流出していきます。断熱シートや厚手のカーテンなどで窓から熱を逃がさない工夫をしましょう。

「鍋」でからだも室内もあたためましょう

●鍋からの湯気による加湿効果で体感温度がさらに上昇

一般的に、湿度が高くなると体感温度が上昇しますので、鍋はもちろんのこと、お湯をはった鍋を置いたり、お湯を沸かしたりすることで、暖房を抑えても寒さを感じにくくなります。

●冬が旬のもの、根菜類、しょうがなど、からだをあたためる食材にもこだわりを

冬が旬の食材、根菜類、特にしょうがなどはからだを内側からあたためる効用があります。

「小物」で暖房に頼りすぎない工夫をしましょう

●ひざ掛けやストールでこまめな体温調節

●湯たんぽ、毛足の長いスリッパやクッションなどを効果的に活用



※ウォームスタイルのコツは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ及び「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬2017」を参考にしています。

郵便はがき

2 4 7 0 0 0 5

63円切手をお貼りください

横浜市栄区桂町303-19

栄区役所 区政推進課 企画調整係
「栄区節電チャレンジセブン」担当 行



GREEN x EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

開催期間 ▶ 2027年3月～9月

開催場所 ▶ 横浜・上瀬谷

GREEN x EXPO 2027とは

2027年に横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。

テーマは「幸せを創る明日の風景」

季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。

GREEN x EXPO 2027では、自然の力を活用しながら脱炭素を目指すGX(グリーントランスフォーメーション)の姿を世界へ発信していきます。

お家で簡単!

資料No. 1 6

栄区節電チャレンジセブン

節電は、私たちにできる地球温暖化対策のひとつです。電気使用量が多くなる冬に、暖房器具使用時の室温設定を今までよりも下げるなど電気の使い方を見直してみませんか?

いろいろな節電項目にチャレンジして、プレゼントをもらおう!
節電項目は中面を確認してね。



令和5年12月～令和6年1月の2か月間、7つ以上の節電チャレンジに取り組んだご家庭に、抽選でタッチくんグッズをプレゼント!

1



ミニブランケット(抽選で100世帯)
(W650×H480mm)

2



保冷温バッグ(抽選で100世帯)
(W400×H300×D150mm)

※賞品の色は選べません(はずれた方にもミニタオルプレゼント!)

対象

栄区内在住の世帯(倉庫などは除きます)

※プレゼントのお申込みは、1世帯につき、1回のみとさせていただきます。

チャレンジ期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水)

応募締め切り

令和6年2月7日(水)

プレゼント発送時期

令和6年2月～3月

※当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

応募方法

詳細は中面をご確認ください

- ① ホームページ(横浜市電子申請・届出システム)から応募
 - ② 郵送で応募(令和6年2月7日(水) 当日消印有効)
- ※ハガキに必要事項を記載のうえ切手を貼付して、栄区区政推進課企画調整係まで送付

お問合せ先

栄区役所 区政推進課 企画調整係
〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
TEL045-894-8161 FAX045-894-9127

節電チャレンジ項目



家庭の電力消費量は、エアコン・冷蔵庫・照明で5割以上を占めているので、これらの家電で節電に取り組むと効果が大きいよ!

NO.	対象家電	チャレンジ項目	チェック欄
1	省エネ家電	家電製品を省エネ型機器に買い替えた	
2	照明器具	点灯時間を短くしている	
3		LEDを使用している	
4	暖房器具	設定温度を控えめにしている (エアコン・電気ヒーターでは暖房時の室温は20℃を目安)	
5		暖房は必要な時だけつけている	
6	テレビ	見ない時は消している	
7		画面は明るすぎないようにしている (画面の輝度を変更している)	
8	パソコン	使わない時は電源を切っている	
9		電源オプションの見直しをした (省エネ(省電力)設定にしている)	
10	冷蔵庫	冷蔵庫の中の整理をしている (ものを詰め込みすぎないようにしている)	
11		無駄な開閉をしないようにしている	
12		開けている時間を短くしている	
13		設定温度を控えめ(強→中など)にしている	
14	炊飯器	壁から適切な間隔で設置している	
15		使わない時はプラグを抜いている	
16	温水洗浄便座	使わない時はふたを閉めている	
17		便座暖房の温度は低めにしている (例:中から弱へ設定の変更をしている)	
18		洗浄水温度は低めにしている	
19	掃除機	ほうきやモップを使ってゴミやほこりを集めてから 掃除機をかけるなど、使用時間を短縮している	
20	すべて	チャレンジ期間が終わっても節電に取り組むつもりだ	

※ 冷蔵庫の設定温度を控えめにする場合は食品の傷みには十分注意してください。
※ 取組を行う場合にはくれぐれも、お体に無理のない範囲で実施をお願いします。

※チャレンジ項目や記載内容は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを参考にしています。

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)

横浜市では市民の皆様の家計負担の軽減や温暖化対策(温室効果ガス削減)を推進するため、省エネ家電の購入を支援するキャンペーンを実施しています。
本キャンペーンを通じて、皆様の「脱炭素ライフスタイル」を応援します。

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)とは

キャンペーン期間中に登録店舗で対象製品を購入いただいた横浜市民の皆様に、1台あたり3万円を上限として本体購入価格(税抜)の20%をキャッシュレスポイント又は商品券で還元します。

キャンペーン期間

令和5年8月29日(火)から令和6年1月31日(水)まで
※キャンペーン開始以降に購入した製品が対象です。
※予算上限に達し次第終了します。



対象製品

エアコン・冷蔵庫(450L以下の冷凍庫含む)・LED照明器具の内、一定の省エネ性能を満たすもの。

対象製品や申請方法などの詳細は特設サイトをご確認ください。



エコハマ 検索

◀特設サイトはこちら

応募方法

① ホームページ

(横浜市電子申請・届出システム)から応募



◀二次元コード

栄区節電チャレンジセブン 検索

② 郵送で応募(令和6年2月7日 消印有効)

ハガキに必要事項を記載のうえ、切手を貼付して栄区区政推進課まで送付してください。
(必要事項が記載されていれば、右のハガキを使用しなくても有効です。)

記載事項

- チャレンジした項目番号(7項目以上)
- 希望賞品 ①ミニブランケット ②保冷温バッグ
- 住所
- 氏名
- 連絡先(電話またはメールアドレスなど)
- アンケート(任意)
 - 年代 ●家族構成 ●昨年度の取組状況

※応募内容に不備や虚偽があった場合、応募は無効となります。
※いただいた個人情報は、今後の企画の参考のための統計情報や賞品の発送のみに使用し、他の目的では使用しません。

① チャレンジした項目番号 (7つ以上のチェックが必要です)

- | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| No.1 <input type="checkbox"/> | No.6 <input type="checkbox"/> | No.11 <input type="checkbox"/> | No.16 <input type="checkbox"/> |
| No.2 <input type="checkbox"/> | No.7 <input type="checkbox"/> | No.12 <input type="checkbox"/> | No.17 <input type="checkbox"/> |
| No.3 <input type="checkbox"/> | No.8 <input type="checkbox"/> | No.13 <input type="checkbox"/> | No.18 <input type="checkbox"/> |
| No.4 <input type="checkbox"/> | No.9 <input type="checkbox"/> | No.14 <input type="checkbox"/> | No.19 <input type="checkbox"/> |
| No.5 <input type="checkbox"/> | No.10 <input type="checkbox"/> | No.15 <input type="checkbox"/> | No.20 <input type="checkbox"/> |

② 希望の賞品(どちらか1つをチェックしてください)

- ミニブランケット 保冷温バッグ

ご住所	〒 - - 栄区
ふりがな	
お名前	
連絡先	(電話番号 または メールアドレスなど)

アンケート(任意)

- | | |
|----------|--|
| 年代 | <input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 80歳以上 |
| | <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 |
| 家族構成 | <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 夫婦2人 |
| | <input type="checkbox"/> 親と子(2世代) <input type="checkbox"/> 親と子と孫(3世代) |
| | <input type="checkbox"/> その他(具体的に) |
| 昨年度の取組状況 | <input type="checkbox"/> 栄区節電チャレンジに取り組んだ |
| | <input type="checkbox"/> 栄区節電チャレンジに取り組まなかった |

栄区 自治会町内会長 各位



小学生の考案した地産地消レシピが キッチンカーで販売されます！（情報提供）

この度、市と協定を締結し、地産地消の推進を行っている「Catering & Delivery Service Association 合同会社」と、キッチンカーを活用し、栄区の農産物を使用した「栄区野菜グルメ」の販売を行うこととなりました。

キッチンカーは、栄区内各所、市内スポーツイベントなどに出店し、料理をとおして栄区内外に栄区の農産物のPRや地産地消を推進していきます。

また、出店されるキッチンカーでは、小学生が考えたレシピも販売されますので、近くにお立ちよりの際は、ぜひご賞味ください。

小学生考案

「野菜たっぷりキーマカレー」
内田 結芽（上郷小学校4年生）さん考案

【ご本人のコメント】

- ・沢山の野菜を入れて、食感を良くしました。彩りが良くなるように、野菜やたまごをトッピングしました。みなさんに知ってもらうのが楽しみです。



プロ考案

「栄区野菜のスープ ミネストローネ仕立て」
キッチンカーのプロが考案

【PRポイント】

- ・キッチンカーグルメを知り尽くしたプロの料理人が、「野菜たっぷりキーマカレー」にあわせて、栄区野菜を使った冬にぴったりのスープを考案してくれました。



販売 スケジュール

本郷台駅前広場、区役所など区内各所で販売を予定しているほか区内外のイベントにおいても販売します。

お近くにいらっしゃる際はぜひお立ち寄りください！！

【今後の予定】

- ・ 第18回 J A横浜本郷農業まつり（J A横浜本郷支店）（11月25日（土））
- ・ BALLPARK FANTASIA 2023年（横浜スタジアム）（12月12日（火））
- ・ NTT ジャパンラグビー リーグワン 2023-24 ディビジョン1 第2節 横浜キヤノンイーグルス vs トヨタヴェルブリッツ（日産スタジアム）（12月16日（土））
- ・ 横浜ビー・コルセアーズ vs シーホース三河（横浜国際プール）（12月30日（土））

※現時点で決定している販売場所のみ記載しています。

令和5年度3月まで、順次栄区内各所で「栄区野菜グルメ」を販売します。

最新の販売スケジュール、場所は栄区ホームページで更新します。



【栄区HP】

担当：栄区役所総務部区政推進課企画調整係
山口・田島

電話：894-8161 FAX 894-9127

Email: sa-kikaku@city.yokohama.jp

栄区内自治会・町内会長 各位

栄区連合町内会 11月定例会資料
令和5年11月20日
栄区 区政推進課

栄区セーフコミュニティ記念誌の発行について（報告）

栄区が認証を取得していた国際認証「セーフコミュニティ」について、準備期間も含めて約13年間にわたり多大なご協力をいただきましてありがとうございました。10月に認証を満了するにあたり、これまでの取組地域活動の軌跡を振り返る記念誌を作成いたしました。

自治会・町内会で1部ずつお送りいたしますので、ご査収ください。

1 記念誌の概要

(1) タイトル

あなたと歩んだ、セーフコミュニティ
ー安全・安心な栄区を目指してー

(2) 目次

- ・発行にあたって（区長挨拶）
- ・セーフコミュニティさかえ（概要、推進体制等）
- ・栄区のセーフコミュニティのあゆみ
- ・分野別分科会の主な取組と成果
- ・インタビュー 地区連合町内会長・分野別分科会座長
- ・日本セーフコミュニティ推進機構からのメッセージ

(3) 発行

令和5年10月



栄区セーフコミュニティ記念誌

2 その他

(1) PDFデータ

下記ウェブページに掲載しています。

<セーフコミュニティ記念誌>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/shokai/safe/safekinensi.html>

(2) 紙資料の閲覧について

栄区役所区政推進課地域力推進担当（本館4階44番窓口）にて閲覧用の記念誌をご用意しています。

※お貸出し・お渡しはしておりません。

担当：区政推進課地域力推進担当
石塚・村山

TEL：894-8936 FAX：894-9127

Email：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

第34回栄区民ロードレース大会開催に伴う 交通規制（車両通行止め）について（お願い）

例年皆様に御協力いただき開催しております栄区民ロードレース大会は、安全な大会運営のため、コースにあたる道路を、交通規制（車両通行止め）して実施します。

つきましては、皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 大会概要について

- (1) 主催：栄区民ロードレース大会実行委員会、横浜市栄区
- (2) 日程：令和6年1月13日（土）8:00～12:00 ※雨天決行、荒天中止
- (3) 会場：埋蔵文化財センター（旧 野七里小学校）及び周辺
- (4) 対象：栄区在住・在勤・在学・在スポーツクラブの小学生以上の方、ほか
- (5) コース：添付資料（チラシ）参照
- (6) 種目及びスタート時間

距離	種目	スタート時間(予定)
約2km コース	小学5・6年生の部	9:20、9:23
	小学3・4年生の部	9:26、9:29
	小学1・2年生の部	9:32、9:35
約4km コース	中学生以上の部	9:55
約10km コース	高校生以上健脚の部 シニアの部 ※60歳以上	9:58、10:01、10:04

2 交通規制（車両通行止め）について

当日、コースにあたる道路は、交通規制（車両通行止め）となります。コース近隣の地区は班回覧、その他の地区は掲示版での周知をお願いいたします。

班回覧：本郷中央、上郷西、上郷東

掲示板：豊田、笠間、小菅ヶ谷、本郷第三

3 添付資料

班回覧及び掲示板用チラシ「栄区民ロードレース大会開催！」

栄区民ロードレース大会実行委員会事務局
(栄区地域振興課 生涯学習支援係内)

堤、鍛冶

TEL: 045 (894) 8395 FAX: 045 (894) 3099

e-mail: sa-road@city.yokohama.jp

栄区民ロードレース大会開催！

栄区の新春の風物詩となっている栄区民ロードレース大会を今年度も開催します！

埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）からスタートし、約2km、約4km、約10kmのコースを約1,200人のランナーが走ります。
沿道の皆様の御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

日時 令和6年 **1月13日** (土) 9時20分 **スタート！** 順次

大会開催時間 ☎ 8:00~12:00 / 荒天の場合は中止となります。

※コースごとにスタート時間及びコースが異なります。詳しくは大会HP等を御確認ください。

会場 **埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）及び周辺**

当日、コースとなる道路は、交通規制（車両通行止め）となります。皆様には御不便をお掛けいたしますが、御理解・御協力の程、お願い申し上げます。

当日の交通規制（車両通行止め）について



【お問合せ】 栄区民ロードレース大会実行委員会事務局（栄区役所地域振興課内）

電話：045-894-8395（祝日、12/29～1/3を除く平日8:45～17:00）

【大会HP】

栄区 ロードレース



令和5年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内3区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、
安心・支援部会長／ICT担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICTを活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- ・令和5年12月1日（金）～令和7年3月31日（月）
- ・以下のホームページから視聴できます。（ご質問に対する回答もこちらに掲載予定）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進 **検索**

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下のQRコードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧（個人向け）」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和5年12月1日（金）午前9時から令和6年1月31日（水）午後5時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ（横浜市 自治会町内会への加入促進）に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

横浜市立図書館臨時休館のお知らせ（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和6年1月15日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12月25日（月）から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま（11・12月号）にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和5年12月25日（月）～令和6年1月14日（日）

※別紙ポスターにより広報を実施しております。

※1月15日（月）から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

(1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

(2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等のご利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html>



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.jp



臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25 月 ▶ 1/14 日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録・登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス（調べもの）
- × 情報ダイヤル
- × 蔵書検索ページの利用（本の検索・予約・予約かご）
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ

○ 休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く）
- 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

- * 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- * 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。
- * 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時にパスワードの再登録が必要となります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

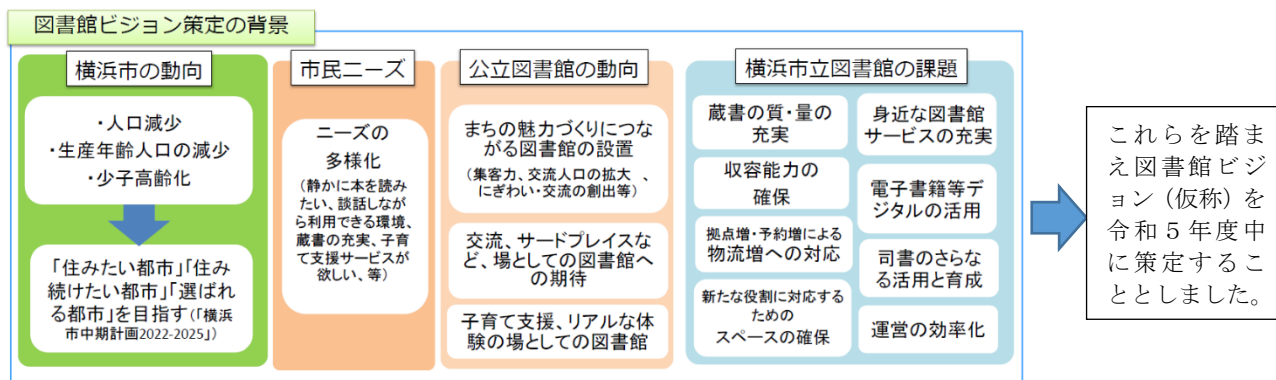
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



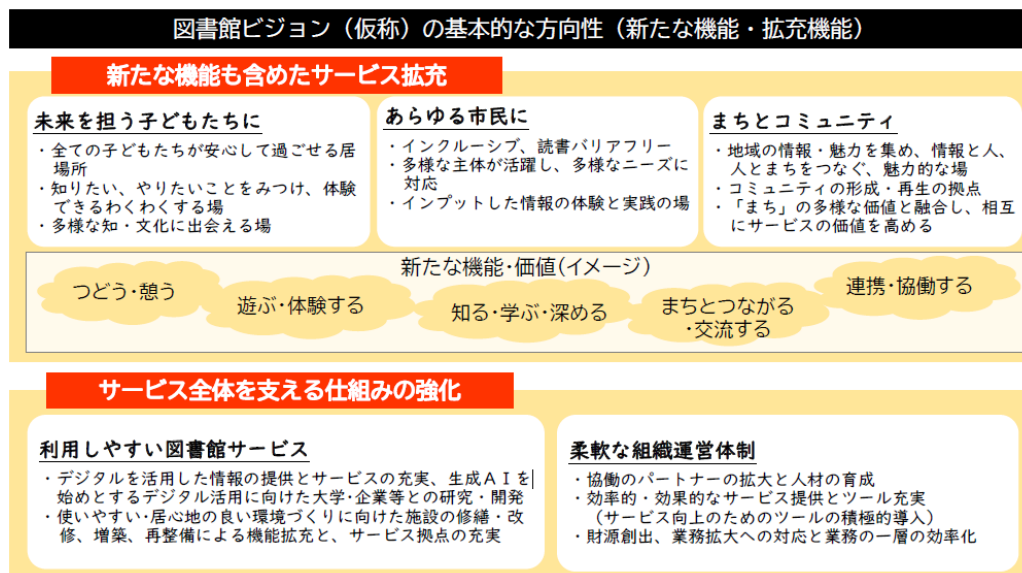
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



区連会 11 月定例会資料 令和 5 年 11 月 20 日 地 域 振 興 課
--

自治会・町内会長 様

栄区長 堀口 和美

第 29 期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、各地域で御活躍いただいております第 28 期青少年指導員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 29 期青少年指導員（任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 29 期（令和 6・7 年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き」様式 1）

2 提出期限

令和 6 年 2 月 8 日（木）

※提出期限を超過した場合、委嘱日が翌月（5 月 1 日）以降になる可能性があります。
御了承ください。

3 提出先

栄区地域振興課生涯学習支援係
（同封の封筒で郵送又は区役所本館 4 階 47 番窓口までお持ちください。）

4 第 29 期の委嘱手続きに係る変更点

(1) 推薦年齢の上限引き上げ

「青少年指導員委嘱要領」を改正し、新任 70 歳未満、再任 75 歳未満と 5 歳ずつ引き上げました。

(2) 推薦書様式の見直し

性別及び生年月日欄を廃止しました。

(3) 青少年指導員啓発ちらしの配布

青少年指導員の活動内容をより分かりやすくするため、啓発ちらしを作成しました。

→班での回覧をお願いします。候補となる方への説明にもお使いください。

※広報よこはま栄区版 12 月号でも、青少年指導員の記事を掲載します。

裏面あり

5 送付書類

- (1) 第 29 期（令和 6・7 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書
- (2) 横浜市青少年指導員要綱
- (3) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (4) 第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き
- (5) 青少年指導員啓発ちらし
- (6) 返信用封筒

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手続き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第 29 期（令和 6・7 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式 1）を提出してください。

※3 第 28 期青少年指導員として 2 名以上の推薦をいただいた自治会・町内会には、その人数分の推薦書を同封しています。

担当 栄区地域振興課生涯学習支援係 堤・筒井
電話 894-8395 FAX 894-3099

(様式 1)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月: 年 月)	

※年齢欄は、委嘱年度の4月1日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)



どんな活動をしているの？

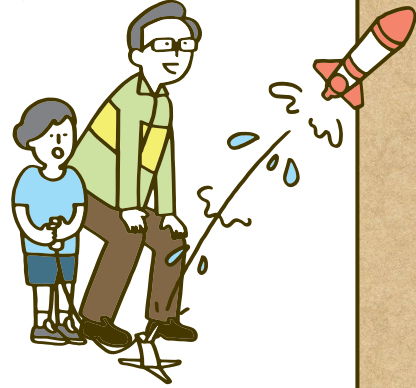
青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる

機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
決めていただいて構いません。

横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 ㊟045-663-1926



栄区青少年指導員協議会

横浜市には、約2,500名、栄区には**96**名もの青少年指導員がいます。
(令和5年4月1日時点)

栄区の青少年指導員は、7つの地区連合単位に分かれ、地域の子ども達に向けたイベントや地域のパトロール等の活動を行っています。

また、例年3月に本郷台駅前で開催している「SAKAEヤングフェスティバル」は栄区青少年指導員協議会の一大イベントとなっています。

小菅ヶ谷地区の青少年指導員の活動

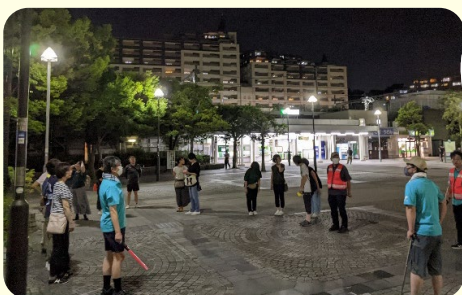
【主な年間スケジュール】 ★栄区全体での活動 ☆地区での活動

月	イベント
4月	★委嘱式
6月	★青少年指導員だより「かたらい」発行 ★全員研修会
7月	★全市一斉統一行動パトロール ☆愛のパトロール ☆こどもスポーツ大会(協力) ☆花火大会、夏祭り(協力)
8月~9月	★社会環境健全化実態調査
9月	☆地区社協敬老の集い(協力)
10月	☆レクリエーション大会(協力) ☆本郷中学校ペタンク親睦会(協力)
11月	★青少年指導員だより「かたらい」発行 ★全市統一行動キャンペーン(栄区民まつり) ★全員研修会 ☆こどもデイキャンプ
1月	☆餅つき大会(協力) ☆どんと(さいと)焼き(協力)
3月	★☆SAKAEヤングフェスティバル

メンバー募集中!

子ども会など他団体と連携し、イベントを行っています。地域や学校と協力して子ども達を見守っています。青少年指導員として地域活動に参加しませんか。

※表中は栄区青少年指導員全体としての行事と主な地区行事です。



▲愛のパトロール



▲こどもデイキャンプ

